

事業者支援情報

○大分県時短要請協力金（第3期・第4期）

飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている県内の飲食店、遊興施設等を運営し、営業時間の短縮等（時短要請等）にご協力いただいた事業者に対して、協力金を給付します。

【要請期間】（第3期）令和3年8月20日（金）0時～9月12日（日）24時（24日間）
（第4期）令和3年9月13日（月）0時～9月26日（日）24時（14日間）

【対象】大分県全域の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設 等

【給付金額】1日当たり給付額×時短要請に応じた日数

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

（※1）1日当たり売上高
（第3期）令和元年または2年の飲食部門8・9月売上高（税別）の合計÷61日
（第4期）令和元年または2年の飲食部門9月売上高（税別）÷30日

◆大企業（売上高減少額方式）もあります。

【申請期限】（第3期）令和3年10月12日（火）まで
（第4期）令和3年10月1日（金）から10月29日（金）まで

【申請方法】電子申請 または 郵送 【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県時短要請協力金事務局 宛

【必要書類】①大分県営業時間短縮要請協力金申請書（第1号様式） ②代表者本人確認書類の写し
③営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等 ④通帳等の写し など
※申請金額によって、必要書類が異なります。 ※詳しくは、大分県HPをご確認ください。

【問い合わせ先】大分県時短要請協力金コールセンター
TEL：050-6868-9518・受付時間：9時～18時（土日祝除く）

○大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金（第2期）

飲食店以外の事業者の事業継続や雇用維持を図るため、時短営業や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付します。詳しくは、大分県HPをご確認ください。

【対象者】以下の（1）、（2）をともに満たしていること。
（1）大分県が要請した飲食店への時短営業や県民の外出自粛要請等の影響により、2021年8月または9月の売上が対前年または対前々年同期比で30%以上減少していること
（2）大分県内に本店または主たる事業所を有する法人、個人事業者であること

※注意事項 次に該当する場合は、給付対象外となります。
・国の月次支援金の8月分と9月分をともに受給した者
・大分県の時短要請協力金（8～9月の間に出された要請に係る分）を受給した者 など

【給付額】上限額：法人30万円、個人事業者15万円
計算式：（2019年または2020年の8月と9月の合計売上）-（2021年の対象月（8月または9月）の売上×2）

【申請方法】大分県HPからのオンライン申請または郵送での申請となります。

【申請期限】令和3年12月10日（金）まで

※【注】国の月次支援金は、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受け、売上が50%以上減少した事業者に対し、国が1月あたり法人最大20万円、個人事業者最大10万円を直接給付する制度です。
8月と9月をあわせた金額では法人最大40万円、個人事業者最大20万円となります。
8月か9月のいずれか1月分しか月次支援金を受給していない場合は、県の本支援金への申請も可能です。

【問い合わせ先】事業継続支援金相談窓口（コールセンター） TEL：050-6868-9277

「津久見市ふるさと振興祭」
開催中止のお知らせ

毎年10月頃を開催しております「津久見市ふるさと振興祭」につきまして、本年度も**開催を中止**することを決定いたしました。

開催規模の縮小や開催時期の延期なども検討いたしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を考慮した結果、開催中止という判断となりました。毎年、開催を楽しみにいただいている皆さまには申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※なお、「津久見市ふるさと振興祭」の開催中止に伴いまして、プログラムの一つである「鉾山見学」につきましても本年度は開催いたしません。

【問い合わせ先】 商工観光・定住推進課 TEL:0972-82-9542

.....

時短要請協力金など県や国の支援を受けられない事業者の方へ
市独自の支援金の申請はお済みですか？
申請期限は10月29日（金）まで

「大分県時短要請協力金」や「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金」、国の「中小法人・個人事業者のための月次支援金」などの支援が受けられず、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象とした、事業全般に使える返済不要な支援金給付の申請期限が10月29日（金）までとなっています。

まだ申請がお済みでない方は、早めの申請と申請漏れがないよう、お願いします。

【支給要件】
①令和3年5月または令和3年6月のいずれか1か月の売上高が、前年もしくは前々年同期比で20%以上減少していること
②「大分県時短要請協力金」の給付を受けていないこと
③「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金」の給付を受けていないこと
④国の「月次支援金」の5月分、6月分の給付を受けていないこと
※ただし5月分又は6月分のいずれか一方の給付を受けている場合は一部対象になる場合もあります。

【支給金額】 5万円（上限）

【申請方法】 市に、下記の①～④の書類を提出してください。
①交付申請書兼同意書（第1号様式） ②計算書（第2号様式）
③計算書に記入した売上を確認できる資料（例：試算表、売上台帳・・・など）
④交付請求書（第4号様式）

【提出先・問い合わせ先】 商工観光・定住推進課 TEL：0972-82-9542
農林水産課 TEL：0972-82-9514

5 市報つくみ 2021.10

市報つくみ 2021.10 4